1 できていますか?「防ぐ・気付く・守る」取組のチェックリスト

いじめを「防ぐ」	□教員の指導と学校の組織的な対応
(未然防止)	学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応チーム
	□「町田市いじめ防止基本方針」
いじめに「気付く」	□「心のアンケート」の毎月実施
(早期発見)	□学校いじめ対応チームによる情報共有
	□スクールカウンセラーの活用
	□保護者・地域住民との連携
いじめから「守る」	□学校いじめ対応チームを核とした対応
(早期対応)	□被害の児童・生徒のケア、加害の児童・生徒に対する観察・
	指導、いじめを伝えた児童・生徒の安全確保
	□スクールカウンセラーの活用
	□教育委員会・関係諸機関との連携
	スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーの活用
	□保護者・地域住民との連携
重大事態への対処	□被害の児童・生徒の保護・ケア
	スクールカウンセラー
	□加害の児童・生徒への働きかけ
	□教育委員会・関係諸機関との連携
	指導主事、スクールソーシャルワーカー、
	スクールロイヤー、警察等
	□保護者・地域住民との連携
いじめ防止対策推	□町田市教育委員会いじめ問題対策委員会による調査
進法に基づく対応	(法第28条に基づく、第14条で定められた教育委員会
	附属機関による調査)
	□町田市いじめ問題調査委員会による再調査
	(法第30条に基づく、市長附属機関による再調査)

2 心のアンケート(小学校第4~6学年、中学校の例)

一心のアプケート(小子仪第4~6字中)	心のアンケート(小学校第4~6学年)9月・1月
年 組 氏名()	年 組 氏名()
あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいた い1ヶ月以内のできごとについて回答してください。	あなたの最近の出来事についてたずねます。増所は、学校内外のどこでもかまいません。だいた い1ヶ月以内のできことについて回答してください。
1 あなだは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう)	1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう)
4 3 (ましい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない)	4 3 2 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない)
2 あなたは、クラスやグループのみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号 にOをつけましょう)	2 あなたは、クラスやグループのみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号 にOをつけましょう)
4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない)	4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない)
3 あなたは、今、だれかからいやなこと(自分のものにいたすらされる、いやなことを無理にやらされる、仲間はずれにされる、たたかれたりけられたりするなど)をされて、つらい思いをしていますか。	3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。 ()ありました ()ありません
()はい ()いいえ	4 新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。 ()あります ⇒ 反達関係・学習・クラブ・委員会・家族・その他()
4 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。 () 知っています・聞いたことがあります	() ありません 5 あなたは、今、だれかからいやなこと(自分のものにいたすらされる、いやなことを無理にや
() 知りません・聞いたことはありせん 5 その他、あなたが、今、困ったり悩んだりしていることがありますか。	らされる、仲間はずれにされる、たたかれたりけられたりするなど)をされて、つらい思いをしていますか。 () はい () いいえ
()あります ⇒友達関係・学習・クラブ・委員会・家族 その他()	6 あなだは、今、いじめられている、まだは、いじめられているかもしれないという人を知って
() ありません6 あなたの周りの人のことで、なにか心配なことがありますか。	いますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。 () 知っています・聞いたことがあります () 知りません・聞いたことはありせん
() あります ⇒ クラス・同学年・他学年・家族 その他 ()	7 あなたの周りの人のことで、なにか心配なことがありますか。
() ありません	()あります ⇒クラス・同学年・他学年・家族・その他(()ありません
7 あなたや他の人が、周りの人に助けてもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心 に残っていることがあったら書いてください。	8 あなたや他の人が、周りの人に助けてもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心に残っていることがあったら書いてください。
心のアンケート(中学校)	心のアンケート(中学校)9月・1月
年 組 氏名()	年 組 氏名()
年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のとこでもかまいません。だいた	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいた
年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたすねます。増所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。
年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたすねます。増所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1
年 組 氏名() あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のとこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に	年 組 氏名() あなだの最近の出来事についてたずねます。 掲所は、学校内外のどこでもかまいません。 だいだい 1 ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に
年 組 氏名() あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく遠ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1
年 組 氏名() あなたの最近の出来事についてにすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 4 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () がいえ () いいえ	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。
年 組 氏名() あなたの最近の出来事についてにすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。()はい () いいえ 4 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人かいるということを聞いたことがありますか。 () 知っています・聞いたことがあります () 知りません・聞いたことはありせん 5 その他、あなたが、今、困ったり悩んだりしていることがありますか。	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に○をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に○をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。() ありません 4 新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。 () あります ⇒友達関係・部活動・進路・学習・家族・その他 ()
年 組 氏名() あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号にOをつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号にOをつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 4 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 4 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。 () 知っています・聞いたことがあります () 知りません・聞いたことはありせん	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてにすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。 () ありました () ありません 4 新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。 () ありません 5 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 6 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。
年 組 氏名() あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に○をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に○をつけましょう) 4 3 2 1 (※しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 4 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。 () 知っています・聞いたことがあります () 知りません・聞いたことはありせん 5 その他、あなたが、今、困ったり悩んだりしていることがありますか。 () あります ⇒友達開係・部活動・進路・学習・家族その他 () ありません	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたすねます。場所は、学校内外のとこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。 () ありました () ありません 4 新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。 () ありません 5 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ
### ### ############################	年 組 氏名 () あなだの最近の出来事についてにずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいだい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。 () ありました () ありません 4 新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。 () ありません 5 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 6 あなたは、今、比められている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。 () 知っています・聞いたことがあります () 知りません・聞いたことがありますか。 () 知りません・聞いたことがありますか。 () 知りません・聞いたことはありせん 7 あなたの周りの人のことで、何か心配なことがありますか。 () あります ⇒クラス・同学年・他学年・家族・その他 ()
年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてにすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 ななたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。() はい () いいえ 4 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。() はい () いいえ 4 あなたは、今、間かいちにつとがあります。 () 知っています・聞いたことがあります。 () 知っません・聞いたことがあります。 () 知っません・聞いたことがあります () 知りません・聞いたことがありますか。() あります → 友達関係・部活動・進路・学習・家族 その他 () ありません 6 あなたの周りの人のことで、何か心配なことがありますか。 () ありません 6 あなたの周りの人のことで、何か心配なことがありますか。 () ありません	年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し来しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に〇をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し来しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。 () ありました () ありません 4 新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。 () あります 一 今及建関係・部活動・進路・学習・家族・その他 () ありません 5 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 6 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。 () 知りています。 間いたことがあります () 知りません・聞いたことがあります () 知りません・聞いたことはありせん 7 あなたの周りの人のことで、何か心配なことがありますか。 () ありません
年 組 氏名 () あなたの最近の出来事についてにすねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。(下の表の番号に○をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。(下の表の番号に○をつけましょう) 4 3 2 1 (楽しい) (少し楽しい) (あまり楽しくない) (まったく楽しくない) 3 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 4 あなたは、今、誰かから傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 () はい () いいえ 4 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。 () 知っています・聞いたことがあります。 () 知りません・聞いたことはありせん 5 その他、あなたが、今、困ったり悩んだりしていることがありますか。 () あります ⇒友達開係・部活動・進路・学習・家族その他 () ありません 6 あなたの周りの人のことで、何か心配なことがありますか。 () ありません	### ### #############################

3 心のアンケートチェックリスト

町田市立学校 心のアンケートチェックリスト【 月】

r rn - -	学校	عدل عدد	校長確認	副校長確認
町田市立	<u> </u>			

	項目	チェック
1	児童・生徒の心のアンケートについては、複数の教員で確認をしている。	
2	管理職が、全児童・生徒の心のアンケートを確認している。	
3	児童・生徒が答えた心のアンケートには、聞き取った内容等を記入していない。(別紙に記録している。)	
4	心のアンケートに、嫌な思い、つらい思い、いじめられているなどの質問項目にチェックしている児童・生徒には、しっかりと聞き取りをしている。	
5	心のアンケートに記入した児童・生徒や教職員が気付いた全ての「いじめの疑いがある状況」について、学年間の教員で情報を共有し、対応について確認し、学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)に報告している。	
6	学校いじめ対応チーム (学校いじめ対策委員会) は、校長の指示の下に、報告された全ての事例について対応などを協議している。	
7	教職員は、学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)の協議結果に基づき、役割分担を行い、事案の詳細を確認するとともに、その 結果を同チーム(委員会)に報告している。	
8	学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)は、報告された全て の事例について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうか を判断する。 ⇒ いじめの認知	
9	児童・生徒が心のアンケートに記載していなくても、先生方が相談を受けたことや、児童・生徒同士の関わりから、いじめと疑われる案件についても、学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)で検討している。⇒ いじめの認知	
1 0	認知したいじめについては、保護者に状況や対応について説明している。	
1 1	前月に報告した児童・生徒のいじめの状況についても確認している。	
1 2	報告書に記載した児童・生徒のいじめの解消については、学校いじめ 対応チーム(学校いじめ対策委員会)で状況を確認した上で判断して いる。下記の要件(※1)を満たしていること。	

※5~8については、いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻P39に基づいております。

(※1) いじめ解消の要件

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対応チームの判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめ・虐待防止等のチェックリスト

町田市立 学校

町田市立学校 いじめ・虐待防止等のチェックリスト (4月~9月)

校長確認

副校長確認

_	いいはの料体について		
1 いじめの対策について			
(1) いじめの定義 項目 チェック 町田市いじめ防止			
	次口	, , , ,	町田市いじめ防止 基本方針
1	いじめの定義を教職員全員が正しく理解している。		P. 2
(2)いじめの未然防止		
			いじめ総合対策
	項目	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉
1	いじめの定義を教職員全員が正しく理解している。		P.40 · 41
2	「学校いじめ防止基本方針」を教職員に周知している。		P.24 · 26
3	「学校いじめ対応チーム (学校いじめ対策委員会)」の構成メンバー、定期的な会議の開催、役割分担を明らかにしている。		P.25 · 26
4	「いじめに関する研修」を年3回以上実施している。		P.27
5	「いじめに関する授業」を年3回以上実施している。		P.29~30
6	SOSの出し方についての指導をしている。		P.29~30
7	「学校いじめ防止基本方針」の内容と「学校いじめ対応チーム (学校いじめ対策委員会)」の構成メンバーについて保護者に 周知している。		P.35~36
(3) いじめの認知と解消			
	項目	チェック	いじめ総合対策 【第2次・一部改訂】 〈上巻〉
1	児童・生徒や保護者からの訴え、心のアンケート、スクールサイン、教職員の見取りの中で、周りの人間関係の中で心身に苦痛を感じている様子に気付いた時には、「いじめ」として認知し、「学校いじめ対策委員会(学校いじめ対応チーム)」に全て報告している。		P.55~57

2	1以外のいじめにつながる可能性のある児童生徒のかかわり		
	について、「いじめ」につながる可能性があることを認識し、		
	「学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)」に全て報		
	告している。		
3	月内に、学校が認知した「いじめ」について、月例報告で教育		$P.67 \sim 68$
	委員会に報告をしている。		
4	学校が認知した「いじめ」に対して、関係児童・生徒に組織的		P.61~62
	に指導している。		
5	学校が認知した「いじめ」について、被害を受けた児童・生徒		P.62
	に聞き取りをしている。		
6	学校が、認知した「いじめ」について、被害を受けた児童・生		P.63
	徒の保護者と情報の共有し、家庭での様子についても聞き取		
	りをしている。		
7	学校が「いじめ」の解消については、話し合いや指導後すぐに		P.57
	解決とせず、話し合いや指導後概ね3カ月程度経過を丁寧に		
	見とり、解決しているかどうかを判断している。関係が改善し		
	ていない場合には、その後も経過を観察している。		
8	1と2に該当する児童・生徒について、3~7の内容を実施し		
	ている。		
(4)重大事態の対応について		
(4)重大事態の対応について		いじめ総合対策
(4		チェック	いじめ総合対策 【第2次・一部改訂】
(4) 重大事態の対応について 項目	チェック	
1		チェック	【第2次・一部改訂】
	項目	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉
	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負っ	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉
	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉
	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉
	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告し	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉
1	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71
1	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。 重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム(学校いじめ	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71
2	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。 重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム(学校いじめ	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71
2	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。 重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)」で必要な対応を始めている。	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71
2	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。 重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)」で必要な対応を始めている。 児童相談所が関わった児童生徒の対応について	チェック	【第2次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71 P.72~81
2	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。 重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)」で必要な対応を始めている。		【第 2 次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71 P.72~81 学校・教育委員会等向け
2	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。 重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)」で必要な対応を始めている。 児童相談所が関わった児童生徒の対応について		【第2次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71 P.72~81 学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き
2	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。 重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)」で必要な対応を始めている。 児童相談所が関わった児童生徒の対応について 項目		【第2次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71 P.72~81 学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き 簡易版
2	項目 「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。 重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム(学校いじめ対策委員会)」で必要な対応を始めている。 児童相談所が関わった児童生徒の対応について 項目 児童相談所が対応した児童・生徒について、教育委員会に情		【第2次・一部改訂】 〈上巻〉 P.69~71 P.72~81 学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き 簡易版

5 いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度	
	ほんやりとしていることが多い。
□ 視線をそらし、合わそうとしない。	□ わざとらしくはしゃいでいる。
表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。	□ 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
感情の起伏が激しい。	□ いつも一人ぼっちである。
2 身体・服装	
身体に原因が不明の傷などがある。	□ けがの原因を聞いても曖昧に答える。
■ 顔色が悪く、活気がない。	登校時に、体の不調を訴える。
□ 寝不足等で顔がむくんでいる。	□ ボタンが取れていたり、ボケットが疲けたりしている
□ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。	□ 服に靴の跡が付いている。
3 持ち物・金銭	
	ノートや教科書に落書きがある。
□ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。	作品や掲示物にいたすらされる。
□ 鞄や靴が隠されたり、いたずらされたりする。	□ 必要以上のお金を持っている。
4 言葉・言動	
欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。	□ 他の子供から言葉掛けをされない。
□ 一人でいたり、泣いていたりする。	■ 教室に遅れて入ってくる。
□ 忘れ物が他に多くなる。	□ いつも人の嫌がる仕事をしている。
□ すぐに保健室に行きたがる。	■ 職員室や保健室の前でうろうろしている。
□ 休み時間に校庭に出たがらない。	家から金品を持ち出す。
□ 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SN	NS等の着信をチェックしたりしている。
5 遊び・友人関係	
□遊びの中に入っていない。	
□ 友達から不快に思う呼び方をされる。	□ グループでの作業の仲間に入っていない。
□ 特定のグループと常に行動を共にしている。	よくけんかをする。
□ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のこ	ことを聞くと嫌がったりする。
□ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせ	さられたりする。
□ 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキ	ドーバーなど、特定の役割をさせられている。
6 教職員との関係	
教職員と目線を合わせない。	教職員との会話を避ける。
教職員と関わるうとせず、遊ける。	

「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻(令和3年2月・東京都教育委員会)」94ページ

6 法、条例、規則等

(1) **いじめ防止対策推進法**(平成 25 年法律第 71 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた 児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、そ の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な 影響を与えるのみならず、その生命又は身体に 重大な危険を生じさせるおそれがあるもので あることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、 いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期 発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の ための対策に関し、基本理念を定め、国及び地 方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじ めの防止等のための対策に関する基本的な方 針の策定について定めるとともに、いじめの防 止等のための対策の基本となる事項を定める ことにより、いじめの防止等のための対策を総 合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいる
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定 する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校 及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在 籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行 う者(親権を行う者のないときは、未成年後見 人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨

として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童 等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して 行われるいじめを認識しながらこれを放置す ることがないようにするため、いじめが児童等 の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に 関する児童等の理解を深めることを旨として 行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理 念」という。)にのっとり、いじめの防止等のた めの対策を総合的に策定し、及び実施する責務 を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、 その設置する学校におけるいじめの防止等の ために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

- 第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから 保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者 及びその設置する学校が講ずるいじめの防止 等のための措置に協力するよう努めるものと する。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等 のための対策を推進するために必要な財政上 の措置その他の必要な措置を講ずるよう努め るものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

- 第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と 連携協力して、いじめの防止等のための対策を 総合的かつ効果的に推進するための基本的な 方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を 定めるものとする。
- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
 - いじめの防止等のための対策の基本的な 方向に関する事項
 - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策に関 する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針

を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公 共団体におけるいじめの防止等のための対策 を総合的かつ効果的に推進するための基本的 な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」とい う。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方 いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情 に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のた めの対策に関する基本的な方針を定めるもの とする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

- 第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ 問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地 方いじめ防止基本方針に基づく地域における いじめの防止等のための対策を実効的に行う ようにするため必要があるときは、教育委員会 に附属機関として必要な組織を置くことがで きるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校 は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の 通う対人交流の能力の素地を養うことがいじ めの防止に資することを踏まえ、全ての教育活 動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を 図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該 学校におけるいじめを防止するため、当該学校 に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の 関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資 する活動であって当該学校に在籍する児童等 が自主的に行うものに対する支援、当該学校に 在籍する児童等及びその保護者並びに当該学 校の教職員に対するいじめを防止することの 重要性に関する理解を深めるための啓発その 他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

- 第十六条 学校の設置者及びその設置する学校 は、当該学校におけるいじめを早期に発見する ため、当該学校に在籍する児童等に対する定期 的な調査その他の必要な措置を講ずるものと する。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報 及び相談を受け付けるための体制の整備に必 要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに 当該学校の教職員がいじめに係る相談を行う ことができる体制(次項において「相談体制」 という。)を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材

の確保及び資質の向上)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該 学校の教職員に対し、いじめの防止等のための 対策に関する研修の実施その他のいじめの防 止等のための対策に関する資質の向上に必要 な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対 する対策の推進)

- 第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた 場合において、当該いじめを受けた児童等又は その保護者は、当該いじめに係る情報の削除を 求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開 示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号) 第四条第一項に規定する発信者情報をいう。) の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、

法務局又は地方法務局の協力を求めることが できる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推 進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止 及び早期発見のための方策等、いじめを受けた 児童等又はその保護者に対する支援及びいじ めを行った児童等に対する指導又はその保護 者に対する助言の在り方、インターネットを通 じて行われるいじめへの対応の在り方その他 のいじめの防止等のために必要な事項やいじ めの防止等のための対策の実施の状況につい ての調査研究及び検証を行うとともに、その成 果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児 童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止するこ との重要性、いじめに係る相談制度又は救済制 度等について必要な広報その他の啓発活動を 行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための 組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの 防止等に関する措置を実効的に行うため、当該 学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専 門的な知識を有する者その他の関係者により 構成されるいじめの防止等の対策のための組 織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

- 第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員 その他の児童等からの相談に応じる者及び児 童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談 を受けた場合において、いじめの事実があると 思われるときは、いじめを受けたと思われる児 童等が在籍する学校への通報その他の適切な 措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたとき その他当該学校に在籍する児童等がいじめを

受けていると思われるときは、速やかに、当該 児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行 うための措置を講ずるとともに、その結果を当 該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定に よる支援又は指導若しくは助言を行うに当た っては、いじめを受けた児童等の保護者といじ めを行った児童等の保護者との間で争いが起 きることのないよう、いじめの事案に係る情報 をこれらの保護者と共有するための措置その 他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定 による報告を受けたときは、必要に応じ、その 設置する学校に対し必要な支援を行い、若しく は必要な措置を講ずることを指示し、又は当該 報告に係る事案について自ら必要な調査を行 うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等 が相当の期間学校を欠席することを余儀な くされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項 の規定による調査を行ったときは、当該調査に 係るいじめを受けた児童等及びその保護者に 対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等そ の他の必要な情報を適切に提供するものとす る。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合 においては、当該学校の設置者は、同項の規定 による調査及び前項の規定による情報の提供 について必要な指導及び支援を行うものとす る。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対 処)

- 第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大 臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当 該重大事態と同種の事態の発生の防止のため 必要があると認めるときは、前条第一項の規定 による調査の結果について調査を行うことが できる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二 十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方 公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発 生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しな ければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査 を行ったときは、その結果を議会に報告しなけ ればならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭 和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規 定する事務を管理し、又は執行する権限を与え るものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項 の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限 及び責任において、当該調査に係る重大事態へ の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生 の防止のために必要な措置を請ずるものとす る。

(私立の学校に係る対処)

- 第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重人事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができ

- るよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校 法人が設置する学校に対して行使することが できる権限を新たに与えるものと解釈しては ならない。
- 第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二 項に規定する学校設置会社をいう。以下この条 において同じ。)が設置する学校は、第二十八条 第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会 社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大 事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規 定による認定を受けた地方公共団体の長(以下 「認定地方公共団体の長」という。)に報告しな ければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公 共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対 処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防 止のため必要があると認めるときは、附属機関 を設けて調査を行う等の方法により、第二十八 条第一項の規定による調査の結果について調 査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による 調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置 会社又はその設置する学校が当該調査に係る 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の 事態の発生の防止のために必要な措置を講ず ることができるよう、構造改革特別区域法第十 二条第十項に規定する権限の適切な行使その 他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営 利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に 規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置 する学校について準用する。この場合において、 第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表 執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代 表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあ

るのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においてい じめの防止等のための対策を取り扱うに当た っては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにい じめの実態の把握及びいじめに対する措置が 適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじ めの再発を防止するための取組等について適 正に評価が行われるようにしなければならな い。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に 規定する高等専門学校をいう。以下この条にお いて同じ。)の設置者及びその設置する高等専 門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当 該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめ に相当する行為の防止、当該行為の早期発見及 び当該行為への対処のための対策に関し必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を経過した日から施行する。

(検討)

- 第二条 いじめの防止等のための対策について は、この法律の施行後三年を目途として、この 法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、 必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2)町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例 (平成27年3月31日 条例第26号)

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項及び第30条第2項の規定に基づき、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として町田市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を、市長の附属機関として町田市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、町田市立小学校又は中学校(以下「学校」という。)に在籍する児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の封象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(対策委員会の所掌事務)

- 第3条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期 発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策の推進について調査、審議し、答申する。
- 2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。
- 3 対策委員会は、学校において、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に 規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(対策委員会の組織)

- 第4条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(対策委員会の委員長等)

- 第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策委員会の会議)

- 第6条 対策委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すると ころによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

(調査委員会の所掌事務)

第9条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定により教育委員会が行った調査の 結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行う。

(調査委員会の組織)

- 第10条 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、第3条第3項の調査を行った対策委員会の委員でないもののうちから(市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、調査委員会が再調査を終了したときまでとする。

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、調査委員会について準用する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(3)東京都いじめ防止対策推進条例 (平成 26 年東京都条例第 103 号) 一部改正:平成 28 年東京都条例第 28 号

URL

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/files/bullying_measures/jourei.pdf



(4) いじめの防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定) (最終改訂 平成 29 年 3 月 14 日)

URL

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf



(5)いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成 29 年 3 月 文部科学省)

URL

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030 009.pdf



(6)子供の自殺が起きたときの背景調査指針(改訂版)

(平成 26 年 7 月 1 日 文部科学省)

URL

 $https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf$



(7)学校における児童・生徒の自殺対策の取組

∼寄り添い、支え、命を守るために∼ (平成30年2月 東京都教育委員会)

URL

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/files/sos_sing/torikumi.pdf



町田市いじめ防止基本方針

発 行 2022年4月

発行者 町田市教育委員会

〒194-8520

町田市森野 2-2-22

TEL 042-722-3111 (代表)

編 集 町田市教育委員会 学校教育部指導課